

舞鶴フェリーターミナルでの出店者募集要項

■ 趣旨

新日本海フェリー乗船客に対し、中丹地域の食や文化等についての魅力を発信し、港の賑わいを創出し地域経済に寄与することを目的に、下記のとおりターミナルでの物販等の出店者を募集します。

記

■ 主催

京都府中丹広域振興局

■ 出店日時

令和6年8月

1日(木)、2日(金)、3日(土)、5日(月)、6日(火)、7日(水)、12日(月)、13日(火)、15日(木)、16日(金)、17日(土)、18日(日)、19日(月)、22日(木)のうち希望日時

準備可能時間…16:30～18:00、出店時間…18:00～22:00

※日程については、上記のうち希望する日程で申請可能です。

※出店時間については、上記のうち希望時間帯に出店いただけます。

※希望日時に添えない場合があります。

※上記日程以外にも出店希望日があれば、ご相談ください。

■ 出店場所

舞鶴フェリーターミナル(前島埠頭) 2階 ターミナル(屋内) (舞鶴市字浜 2025 番地 1)

■ 出店ブース及び備品

大きさ: 約 6 m² (約 200×300cm) × 1 ブース ※屋内のためテントなし

備品: 長机 幅 180×奥行 45cm (1台)、椅子 (2脚)

※パーテーションなし、電源なし

上記以外の備品は出店者において準備してください。

■ 申込締切

令和6年8月14日までの出店…令和6年7月30日(火) 13時まで

※出店決定は7月31日(水) 午前中までにご連絡予定

令和6年8月15日以降の出店…令和6年8月8日(木)

※出店決定は8月9日(金)までにご連絡予定

■ 出店要件等

1 出店資格及び出店品目

(1) 出店資格

- 京都中丹いちおし商品もしくは中丹地域の特産品を販売できる事業者
- 販売にあたって、営業許可が必要な場合は、必ず取得していること。
- 開催趣旨に賛同し、積極的に運営協力できる事業者等であること。
- 事業者等の代表者・関係者（従事者含む）等が、暴力団関係者でないこと。
- 火気を使用しないこと。

(2) 出店品目

- 出店することができる品目は、次の①～⑥の要件を満たすものとする。
 - ① 出店する事業者等が自己又は自己の名をもって生産又は販売する品目であること。
 - ② 説明文等に誇大又は虚偽の記載がない品目であること。
 - ③ 各種法令、条例等に違反しない品目であること。
 - ④ 特許、実用新案等で係争中でない品目、あるいは係争の恐れがない品目であること。
 - ⑤ 危険、汚破損、腐敗及び悪臭発生のおそれのない品目であること。
 - ⑥ 公序良俗に反しない品目であること。

※出店できない製品の例

- ① 生き物（動物、昆虫類等）
- ② 違法コピー商品（偽ブランド品等）
- ③ 危険物（石油類、ガス類、模造刀、モデルガン、ナイフ、包丁等）

2 出店の申請及び決定等

(1) 出店の手続き

申込締切までに次の書類を主催者に提出してください。

- ① 出店申込書
- ② 代表者・従事者名簿

※京都府暴力団排除条例の施行により、提出いただいた名簿を基に出店責任者とその従事者が暴力団関係者でないことを警察に照会するので御了承願います。

①、②の書類をメールで提出する場合は件名を「舞鶴フェリーターミナル出店」としてください。件名が異なる場合、書類が受理できない可能性があります。

(2) 出店の決定

- 事業者等から出店の申請があった場合、前記1の「出店資格及び出店品目」に基づいて決定します。出店の可否を決定後、参加可の場合のみ主催者から事業者等に対して連絡します。
- 出店希望者が多数の場合は、スペース等を調整することや選考により出店を断る場合があります。

3 出店ブースに関する諸条件

(1) 搬入出について

荷物の搬入出計画等の詳細は別途案内します。(搬入・搬出は開催日当日に行う)

(2) 出店料

無料(小間設営費、机、椅子のレンタルを含む)

※荷物の搬送費及び交通費並びに店舗ごとに必要とされる備品については、各事業者等の負担とします。

※台風等やむを得ない事象の影響により中止となった場合においても、かかった経費の補償はしません。

(3) 出店品等の表示等

「家庭用品品質表示法」、「食品表示法」、「JAS法」、「不当景品類及び不当表示防止法」等に定められた表示方法・内容を遵守すること。

(4) 自家発電機等の使用禁止

安全対策上、電源確保等のための自家発電機の持ち込みは禁止します。

(5) その他

- 乳類、食肉類、魚介類を販売する場合は営業許可が必要です。
- 消費者に対して単に未開封の缶やびん詰めの酒類を販売する行為であって、その場以外で飲用に供することを予知して販売する場合は、酒税法上の酒類販売業免許が必要です。ただし、ビール等をコップに注ぐなど、その場で酒類を提供する場合は、酒税法上の酒類販売業免許は不要(食品衛生法の営業許可は必要)です。
- 飲酒した人が出店・販売を行わないでください。
- 発生したゴミは、各自持ち帰ってください。
- 売上金、商品、つり銭等は自己管理してください。
- 来場時、退場時は必ず主催者へ報告してください。
- 人身、物損、盗難等の事故に関して、主催者は一切の責任を負わないものとします。
- 主催者の指示に従わない場合は、即時退場を求める場合があります。

■ 申込・問合せ先

京都府中丹広域振興局 農林商工部 農商工連携・推進課

〒625-0036 舞鶴市字浜 2020

TEL 0773-62-2506 FAX 0773-62-2859

E-mail c-n-noushoko@pref.kyoto.lg.jp